

## 京都府伝統文化体験フェスティバル開催業務 仕様書

### 1 委託業務名

京都府伝統文化体験フェスティバル開催業務

### 2 業務目的

伝統文化に触れる機会が少ない子ども達に対し、複数の伝統芸能、伝統工芸を一度に体験することができる機会の創出を図ることで、地域の伝統文化への関心を高め、過疎化や少子高齢化に伴う、担い手不足の解消や地域の伝統文化の継承につなげる。

### 3 業務期間

契約締結日～令和4年3月16日（水）

### 4 開催概要（予定）

#### （1）日時

##### ① 北部会場

令和4年2月6日（日）13時～17時

##### ② 南部会場

令和4年1月22日（土）13時～17時

#### （2）会場

##### ① 北部会場

京都府中丹文化会館・綾部市中央公民館（京都府綾部市里町久田 21 番地の 20）

※ 令和4年2月5日（土）の一部（京都府中丹文化会館：13時～22時、綾部市中央公民館：17時～22時）及び6日（日）の終日（京都府中丹文化会館、綾部市中央公民館とも9時～22時）について、委託者が全館（事務室等を除く）確保し、施設使用料及び附属設備使用料を負担する。なお、附属設備使用料については25万円を委託者負担上限とする。

※ 確保している部屋は別添1のとおり。

##### ② 南部会場

宇治市文化センター（文化会館及び中央公民館）（京都府宇治市折居台1丁目1番地）

※ 令和4年1月21日（金）の一部（文化会館：13時～22時、中央公民館18時～22時）及び22日（土）の終日（文化会館、中央公民館とも9時～22時）について、委託者が全館（事務室等を除く）確保し、施設使用料及び附属設備使用料を負担する。なお、附属設備使用料については25万円を委託者負担上限とする。

※ 確保している部屋は別添2のとおり。

#### （3）来場対象者

各会場とも原則京都府内在住の子ども（小学生等）及び保護者 300名

#### （4）内容

##### ① 伝統芸能実演（体験）

能、狂言、綾部太鼓、宇治田楽（綾部太鼓は北部会場のみ。宇治田楽は南部会場のみ。）

の実演等

② 伝統工芸実演（体験）

西陣織（能衣装）、京扇子、黒谷和紙、竹工芸の実演等（工芸作品の展示も含む。）

③ オンライン体験学習用コンテンツを使った能楽体験

「船弁慶」を題材として作成したインターネット配信可能な能のオンライン体験学習用コンテンツの体験

(5) 参加費 無料

(6) 主催 京都府

## 5 委託業務内容

京都府伝統文化体験フェスティバル（以下、「フェスティバル」という。）の企画・運営・広報等を行う。

### (1) フェスティバルの企画

① フェスティバルは伝統芸能実演、伝統工芸実演、オンライン体験学習用コンテンツを使った能楽体験を実施し、普段伝統文化に触れる機会が少ない小学生を中心とする子どもたちが、興味・関心を持ち、理解を深めるような企画とすること。

② 伝統芸能実演及び伝統工芸実演については、各芸能、工芸の実演とあわせて、子ども達にわかりやすい解説等、興味関心を引くような内容を企画すること。

③ 新型コロナウイルス感染防止について、国及び京都府が定めるイベント開催における対応方針並びに業界団体が定めるイベントガイドラインに沿って、適切な感染症対策を講じた内容を検討・実施すること（実施に際しては、適宜使用会場と連携を取ること）。

なお、以下の対応は必ず行うこと。

- ・ 会場各所へ、感染症拡大防止に必要な設備を施すこと。（消毒液の設置、サイン、看板、パーテーション、アクリル板等）
- ・ 出演者及びスタッフ等へのマスク等の準備をすること。
- ・ 感染予防への周知をすること。

④ 司会者を配置することとし、当該司会者については、伝統文化に関心が深く、かつ来場者に伝統文化について広く関心を持たせる進行が見込める者を選定すること。

⑤ 各会場とも委託者が確保する部屋を活用し（出演者・スタッフ等の控室等としての使用を含む）、プログラムを計画すること。映像等の活用を含めたプログラムも可能とする。

⑥ 伝統工芸実演については、各項目の実施内容（実演者の選出、出演方法や工芸作品の展示など含め）について、受託者において企画・提案することとし、実施に当たっては委託者と内容を調整すること。（※伝統芸能実演の実演者は委託者において指定する。）

⑦ オンライン体験学習用コンテンツについては、委託者指定のコンテンツを使用しうえて効果的に体験できるよう企画すること。なお、コンテンツ使用料の負担は不要とする。

（※オンライン体験学習用コンテンツについて：能の演目の「船弁慶」を題材とした小学生から大人まで活用できるインターネットで配信可能な形で作成するコンテンツ。囃子方（太鼓）視点のVR動画により、自らが囃子方の一員となり演能への参加を疑似体験できる内容などを予定。令和3年11月末完成予定。）

⑧ 来場者ができる限り多くの伝統芸能、伝統工芸、オンライン学習体験用コンテンツを使っ

た能楽体験に触れ親しむことができるような企画・提案を行うこと。

- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定していた企画が実施できない場合を想定し、委託費の範囲内でWEB活用（オンライン開催企画）などを行う代替案を提案すること。提案にあたっては、以下の点に留意すること。

ア 伝統芸能実演者の日程について

- (ア) 実演映像の撮影を行う場合、伝統芸能実演の実演者については、令和4年1月22日（土）に宇治市文化センター（能、狂言、宇治田楽）、令和4年2月6日（日）に京都府中丹文化会館（能、狂言、綾部太鼓）の日程を委託者において確保している。

（この状況は新型コロナウイルスの影響などにより変更される可能性があるため、詳細は委託者及び実演者と調整を行うこと。会場についても確保しており、施設使用料及び附属設備使用料については委託者で負担。当該日以外に伝統芸能実演者について撮影を行う場合は、委託者及び実演者と調整を行うこと。）

- (イ) 委託者指定の伝統芸能実演者の令和4年1月22日（土）及び2月6日（日）の出演経費として次の金額を見込むこと。（実際の経費との差額が生じた場合は、委託者と調整すること。）

- (ウ) 委託者指定の伝統芸能実演者（4演目分） 計 217万円

（（2）③ア記載の委託者指定の伝統芸能実演者（4演目分）の出演経費）

イ 新たに伝統芸能実演者の日程を確保する場合について

事前に委託者と調整の上、新たに伝統芸能実演者の日程を確保して撮影する場合は、出演経費が別途発生することを踏まえること。

## (2) フェスティバルの運営

### ① 行程管理等

ア 本業務の運営に係るスケジュール表（行程表）を契約締結後速やかに委託者へ提出すること。

イ 進行管理（会場配置図・配員図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本その他資料作成を含む）を行うこと。

### ② 出演者との連絡調整、経費支払等

ア 伝統芸能実演者との連絡調整（実施内容の調整を含む）を行うこと。

イ 伝統工芸実演者、司会者について出演交渉、連絡調整（実施内容の調整を含む）を行うこと。

ウ 実演者、司会者等について必要な当日のアテンド、時間管理を行うこと。また、実演等に当たっての出演経費等必要経費、弁当代の支払を行うこと。

エ 実演者の実演に必要な器材及び衣装等の運搬もしくは費用の支払を行うこと。

### ③ 出演経費に係る留意点

ア 委託者指定の伝統芸能実演者の出演経費として次の金額を見込むこと（旅費を含む）。（実際の出演経費との差額が生じた場合は、委託者と調整すること。）

委託者指定の伝統芸能実演者（4演目分） 計 217万円

イ 受託者選出の司会者及び伝統工芸実演者の出演経費（旅費を含む）は、受託者が委託料の範囲内で調整し、支払うこと。なお、伝統工芸実演者の出演経費のうち出演謝金については、1名につき35,000円/日を上限とすること。

④ 会場との連絡調整、設営等

ア 会場管理者との連絡調整を行うこと。

イ 会場設営（実演に必要な設営、看板等装飾等）に必要な設備の搬入搬出、設営撤去を行うこと。

ウ 舞台費用等の支払を行うこと。

エ オンライン体験学習用コンテンツ体験を実施するにあたっての VR 体験に必要な器材等の準備を行うこと。

⑤ 来場者の募集、案内等

ア 来場者について、事前申込制による募集を行うこと。

※ 申込みは、例えばハガキ、WEB 等を活用するなど、申込者が申込みしやすい手法にすること。

イ フェスティバル応募事務局の設置（募集、受付、申込リスト作成、参加票（参加ハガキ）発送の実施等）を行うこと。

- ・ 問合せ電話回線、受付住所を設置すること（申込期間以降開催日まで）。
- ・ 電話、書面等による問合せ対応を行うこと。
- ・ 申込リストを作成すること（必要に応じ、抽選等を実施すること）。
- ・ ハガキによる参加案内（抽選結果）を送付すること。

ウ 来場予定者数に応じた人員の配置のもと、誘導計画を作成すること。

エ 会場案内及び誘導の人員を配置し、運営管理（来場者数の把握を含む）を行うこと。

オ 入場待機者の状況によっては、入場時間を早める場合があるので、対応できる態勢を整えておくこと。

⑥ 安全管理等

ア 来場者、出演者、その他関係者及び施設等の安全管理（感染症対策を含む）を行うこと。

イ イベント保険への加入と保険料の支払を行うこと（対人・対物補償を含んだ賠償責任補償とする）。

⑦ 当日配布資料等

ア 当日配布資料等を作成すること（プログラムの作成・印刷、同封チラシ等の袋詰め作業を含む）。

※ すべての配布資料（アンケートを含む）は委託者と協議のうえ決定すること。

イ 来場者へのアンケートの実施、回答集計、分析を行うこと。

※ アンケート内容については、様々な立場における満足度・要望などが聴取できるよう工夫するとともに、可能な限り多数の回答回収に努めること。なお、アンケート実施にあたっては、委託者と内容等を調整の上実施すること。

⑧ その他

ア 当日の設営・会場風景等の写真等の撮影を行うこと。

イ 開催記録、記録写真の作成を行うこと。

ウ フェスティバル開催に必要な法的手続きや関係機関等との調整を行うこと（フェスティバルで音楽を利用するにあたっての一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）との調整・申請及び使用料の支払いを含む）。

### (3) フェスティバルの広報

- ① 広報物（チラシ・ポスター）のデザイン制作を行うこと。デザイン制作したものについては、イラストレーター形式及びPDF形式で提出すること。
  - ※ 広報物（チラシ・ポスター）の印刷発注は委託者が行い、印刷費については委託者が負担する。
  - ※ 広報物（チラシ・ポスター）は委託者が計画する配布先に配布するとともに、受託者においても効果的な配布計画（配布先、必要数）を提案すること。
- ② フェスティバル特設ホームページを開設すること。なお、ホームページは、開催内容等について、閲覧者が必要とする情報がわかりやすく確認できるデザインとすること。
- ③ フェスティバルへの十分な来場が見込めるよう、「チラシ・ポスター・特設ホームページ」以外（インターネット広告、SNS、新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオ等から多くの応募が見込める媒体を活用）の広報活動で有効なものを実施すること。

## 6 成果物の提出

- ・ 事業報告書 紙媒体 2部及び電子データ 1部  
事業内容をテキスト、写真、アンケート分析等を使ってわかりやすくまとめた事業報告書を作成し、事業終了後、速やかに提出すること。（当事業の事後広報等に使用するもの。）
- ・ 本府 WEB サイトへの開催記録掲載のための電子データ 1部
- ・ フェスティバル来場者名簿 紙媒体 2部及び電子データ 1部
- ・ 配布資料等 紙媒体 1部及び電子データ 1部
- ・ 回収したアンケート回答票（原紙） 1部
- ・ 記録写真等電子データ 1部  
当日の設営・会場風景等の写真等を撮影し、電子データ（JPEG等）で提出すること。写真等は、委託者が無償で、撮影者のクレジットなしで使用できるものとする。  
等

## 7 その他

### (1) 受託者の義務

委託者と協議・調整を行いながら本業務を行うこと。企画・運営の具体化や仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定すること。また、受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、不測の事態にも対応できる機動力を保持し、企画・運営を行う適正な人員を配置し、正確に行うものとする。

### (2) 業務指示

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。

### (3) 機密の保持

受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、出演者及び来場者の個人情報の取扱いについては、契約書による。

(4) 制作物の帰属

本事業に関する著作権（広報等において制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て委託者に帰属する。

また、本事業の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた時は、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。

(5) 連絡体制

受託者は、業務が滞りなく遂行できるよう、常時、連絡がとれる体制をとること。

(6) 第三者への委託

受託者は原則として、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主要な業務以外について、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(7) 企画変更等の場合

企画変更等の場合は、見積りを精査し、委託者と変更契約を締結すること。なお、変更となった業務のうち、既に経費が発生しているものについては、本業務に含めるものとする。

(8) 事業の中止等に係る対応について

やむを得ない事由により、フェスティバルの開催が困難になった場合は、委託者の指示を受けた上で当該事業の全部又は一部を中止することとする。